

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和8年2月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	6
職員等	0
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	1
面談・電話	0
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容	処理状況
① ある職員の休暇届が適切に処理されていない。また、この職員は非常識な時期に長期の有給休暇を取得している。	所属に調査を指示したところ、休暇届については適切に処理を行った旨の回答を得た。また、長期休暇時期については通報の事実は確認できなかった。
② ある所属の公用車に、無線機が設置されている。	関係所属に調査を指示したところ、機器は使用できない状態であり、長年使用実績がないため、取り外した旨の回答を得た。
③ 兼業規定違反をしているかもしれない職員がいる。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
④ ある市の道路工事に関して、市民が不正をしている。	所管外のため不受理とした。
⑤ 兼業規定について、職員に周知してほしい。	庁内ポータルサイト等を通じ、周知を行った。
⑥ ある所属において、ある職員による不適切発言が黙認されている。また、別の職員は不公平な扱いを受けている。	関係所属に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	4	①③⑤⑥
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	2	②④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	③⑥
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	②
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	①⑤
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	1	④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
 総務部 総務管理局 審査課
 担当：石井、額田
 電話：073-441-2136 内線：2115、2116